

喜多方市「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー 募集要項（その１）

喜多方市（以下「本市」という。）では、本市が所有する施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を次のとおり募集し、本要項は、本市が選定した施設について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う「施設特定型」について必要な事項を定める。

１ 目的

本市が所有する施設を有効に活用することにより、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の維持管理・運営費に充てるための新たな財源の確保と知名度、集客力、サービスの向上を図ることを目的とする。

２ 対象施設

条例上の施設名	所在地
①押切川公園野球場 ②押切川公園体育館 ③押切川公園スポーツ広場 ④押切川公園自由広場	喜多方市字押切一丁目 86 番地

※ 上記４施設は隣接関係にあり、市民や施設利用者に対し、名称による混乱等を避けるため、４施設セットでのネーミングライツの募集とする。

３ 応募資格

応募資格を有する者は、法人とする。ただし、法人及び法人役員等が次の事項に該当するものは除くものとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- イ 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱による参加資格制限等を受けている者
- ウ 公租公課を滞納している者
- エ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- オ 喜多方市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同項第 2 号に規定する暴力団員及び同項第 3 号に規定する暴力団員等
- カ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及び関連企業は除く。）
- キ その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

4 愛称

- (1) 愛称は公共の施設にふさわしく、市民や施設利用者にとって親しみやすく、わかりやすく、呼びやすいものとする。

- (2) 「押切川公園」と「施設名（野球場・体育館・スポーツ広場・自由広場）」を愛称に含めるようにすること。

[例 1] 押切川公園野球場 + 愛称 ⇒ 愛称押切川公園野球場

[例 2] 押切川公園野球場 + 愛称 ⇒ 押切川公園愛称野球場

- (3) 対象施設 4 施設の表現・言い回しは統一すること。

[例 1] 押切川公園野球場	+	愛称	⇒	愛称押切川公園野球場
押切川公園体育館	+	愛称	⇒	愛称押切川公園体育館
押切川公園スポーツ広場	+	愛称	⇒	愛称押切川公園スポーツ広場
押切川公園自由広場	+	愛称	⇒	愛称押切川公園自由広場
[例 2] 押切川公園野球場	+	愛称	⇒	押切川公園愛称野球場
押切川公園体育館	+	愛称	⇒	押切川公園愛称体育館
押切川公園スポーツ広場	+	愛称	⇒	押切川公園愛称スポーツ広場
押切川公園自由広場	+	愛称	⇒	押切川公園愛称自由広場

- (4) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動に関するもの

オ 社会問題等についての主義又は主張にあたるもの

カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

キ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

- (5) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更は行わない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議のうえ変更できるものとする。

- (6) 市は、愛称の普及に努めるものとする。

ア 市広報や市ホームページ等において、愛称決定のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を広報する。

イ 各種機関に対しても愛称の使用を働きかけるよう努める。

ウ パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とし、愛称使用開始前に作成した印刷物が現存している場合は、当該印刷物は修正せずに使用する。（契約期間の終了が近づいた時点でのパンフレット等の印刷物は、状況に応じ判断するものとする。）

5 ネーミングライツ料希望金額

- (1) ネーミングライツ料希望金額は、年額 110 万円（税込み）を目安とする。

- (2) 希望金額を下回る提案を行うことも可能であるが、複数の応募があった場合で、希望金額以上の提案を行った者がいる場合は、希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権を選定する。
- (3) 提案金額が希望金額と比較し著しく低い場合は、1 者のみの応募であっても優先交渉権者として選定されない場合がある。
- (4) 契約初年度が 1 年に満たない場合は、年額を 12 で除した数に初年度の契約月数（1 月に満たない場合は 1 月とする。）を乗じて得た月割計算とする。なお、算出額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

6 愛称使用の期間・更新等

- (1) 愛称使用の期間は「3 年以上 5 年未満」とし、市が希望する契約期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 52 月を予定する。
- (2) 契約期間の終期は、年度末（3 月 31 日）とする。
- (3) 契約期間が満了し、引き続きネーミングライツ・パートナーを希望する場合は、「ネーミングライツ事業更新申込書」等を提出し、喜多方市ネーミングライツ・パートナー審査委員会で適否を決定する。
- (4) ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとする。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担する。

7 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとする。

内容	費用負担者
応募及び契約締結に係る諸費用	ネーミングライツ・パートナー
看板等の新設・変更に要する費用	ネーミングライツ・パートナー
契約期間中における看板等の維持修繕費用（既存看板の場合、変更箇所の維持管理の費用負担）	ネーミングライツ・パートナー
契約期間の満了又は契約の解除による看板等の原状回復費用	ネーミングライツ・パートナー
市ホームページへの掲載及び市広報等の発行費用	市

※ 看板等の新設・変更は、施設管理者と協議することとし、「福島県屋外広告物条例」及び「喜多方市景観色彩ガイドライン」を遵守すること。

8 応募時の応募方法、募集期間

- (1) 提出書類
 - ア 「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー事業申込書（別紙様式）

- イ 会社の概要がわかるもの（企業案内パンフレット等）
- ウ 印鑑登録証明書
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- オ 決算報告書（直近３年分）
- カ 納税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税）（令和６・７年度）
- キ 企業としての社会貢献活動等の実績、計画が確認できるもの
- ク その他必要と認めるもの

(2) 募集期間

令和７年８月１日（金）から令和７年９月１日（月）午後５時１５分まで

※ 郵送の場合、募集期間の最終日まで必着

(3) 提出先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市総務部財政課

(4) 留意事項

- ア 応募にかかる費用は、全額応募者の負担とする。
- イ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合がある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類は、ネーミングライツ・パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがある。
- オ 提出された書類は、喜多方市情報公開条例に基づき公開することがある。

9 選定方法

- (1) 喜多方市ネーミングライツ・パートナー審査委員会において、次の事項を総合的に審査により優先交渉権者を選定した上で、必要に応じて優先交渉権者との調整を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

No.	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	40 点
2	契約期間	提案期間の妥当性	15 点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、名称の長さ等	15 点
4	経営の安定性	経営状況、安定性等	15 点
5	社会貢献等	社会貢献等の活動実績、今後の計画等	10 点
6	地域性	市内の事業所・事業所等の有無	5 点
合 計			100 点

(2) 選定結果

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知する。

10 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、最終的な協議を行い、契約書を取り交わすものとする。

11 公表

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、契約期間等を市ホームページ等で公表するものとする。

12 その他

施設管理者において、ネーミングライツとは別に、ネーミングライツ・パートナー以外の広告等を掲出する場合がある。

13 問い合わせ先

喜多方市総務部財政課 電話 0241-24-5252
〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2
e-mail : zaisei@city.kitakata.fukushima.jp

ネーミングライツ対象施設の概要

①

条 例 上 の 名 称		押切川公園野球場
所 在 地		喜多方市字押切一丁目 86 番地
施 設 概 要	竣 工 時 期	昭和 61 年度
	面 積	約 24,000 m ²
	設 備	両翼 98m、センター120m、外野天然芝、スコアボード、照明設備
	利 用 種 目	野球 1 面、ソフトボール面 1 面
	休 館 日	毎週月曜日（12 月 1 日から 3 月 31 日は冬期休業とする）
	利 用 時 間	午前 9 時～午後 9 時
	観 客 収 容	3,000 人
	年 間 利 用 者 数	5,840 人（令和 6 年度）
募 集 の 条 件		愛称には、必ず「押切川公園」と「野球場」を入れること。
現在の施設名称 の 掲 示 場 所		■ 球場正面上部
写 真		

ネーミングライツ対象施設の概要

②

条 例 上 の 名 称		押切川公園体育館	
所 在 地		喜多方市字押切一丁目 86 番地	
施 設 概 要	竣 工 時 期	平成 4 年度	
	面 積	延床面積：7,825.87 m ²	
	内 容	■ メインアリーナ：広さ 1,970 m² ■ サブアリーナ：広さ 580 m² ■ 軽運動室：広さ 100 m² ■ 会議室：定員 60 名 ■ 視聴覚室：定員 55 名	
	主 な 利 用 種 目	メ イン ア リーナ	バレーボール 3 面、バスケットボール 2 面、バドミントン 10 面、軟式テニス 3 面、卓球
		サ ブ ア リーナ	バレーボール 1 面、バスケットボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球
		軽 運 動 室	ダンス、体操、バレエ
	休 館 日	毎週月曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	
	利 用 時 間	午前 9 時～午後 9 時	
	観 客 収 容	メインアリーナ：固定席 1,080 席	
	年 間 利 用 者 数	77,586 人（令和 6 年度）	
募 集 の 条 件		愛称には必ず「押切川公園」と「体育館」を入れること。	
現在の施設名称の掲示場所		■ 体育館正面玄関西側柱西面・南面 ■ 体育館正面玄関東側柱南面 ■ 体育館（駐車場）入口看板両面 ■ 体育館（駐車場）出口看板両面	
写 真			

ネーミングライツ対象施設の概要

③

条 例 上 の 名 称		押切川公園スポーツ広場
所 在 地		喜多方市字押切一丁目 86 番地
施 設 概 要	竣 工 時 期	平成 17 年度
	面 積	約 37,000 m ²
	利 用 種 目	ソフトボール 2 面、サッカー 1 面、400mトラック、夜間照明
	休 館 日	毎週月曜日（12 月 1 日から 3 月 31 日は冬期休業とする）
	利 用 時 間	午前 9 時～午後 9 時
	年 間 利 用 者 数	10,631 人（令和 6 年度）
募 集 の 条 件		愛称には必ず「押切川公園」と「スポーツ広場」を入れること。
現在の施設名称 の 掲 示 場 所		■ 既存の看板等なし
写 真		

ネーミングライツ対象施設の概要

④

条 例 上 の 名 称		押切川公園自由広場
所 在 地		喜多方市字押切一丁目 86 番地
施 設 概 要	竣 工 時 期	昭和 59 年度
	面 積	約 11,000 m ²
	内 容	自由な発想で利用できるグラウンド
	休 館 日	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
	利 用 時 間	午前 9 時～午後 7 時
	年 間 利 用 者 数	2,614 人（令和 6 年度）
募 集 の 条 件		愛称には必ず「押切川公園」と「自由広場」を入れること。
現在の施設名称 の 掲 示 場 所		既存の看板等なし
写 真		

(別紙様式)

喜多方市「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー事業申込書

年 月 日

喜多方市長 様

法人名
所在地
代表者名

「喜多方市「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー募集要項」に基づき、下記のとおり応募します。なお、この申込書、添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

施設名	① 押切川公園野球場 ② 押切川公園体育館 ③ 押切川公園スポーツ広場 ④ 押切川公園自由広場
提案する愛称名	① ② ③ ④
ネーミングライツ料 希望金額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
愛称使用の希望期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
法人名	
業種	
業務内容	

【連絡先】

担当部署	
担当者	役職名 氏名
電話・FAX	
Eメールアドレス	

【添付書類】

- ・ 会社の概要がわかるもの（企業案内パンフレット等）
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・ 決算報告書（直近3年分）
- ・ 納税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税）（令和6・7年度）
- ・ 企業としての社会貢献活動等の実績、計画が確認できるもの